

大阪市監査委員	木 下 吉 信
同	高 橋 諄 司
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 22 年 12 月 17 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市（健康福祉局）は、市内各小学校区に設置している地域社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）の事業を推進するために、「大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱」に基づき、各地域ネットワーク委員会に対して補助金を交付している。補助金は、①活動経費に 247,000 円又は 465,000 円、②推進員設置経費に上限年間 1,200,000 円を支給している。

請求内容は、住之江区住吉川地域ネットワーク委員会の補助金の使途、及び市全体の地域ネットワーク委員会への「推進員設置経費」についてである。推進員設置経費の実態は、地域ネットワーク委員会が「保健・医療・福祉ネットワーク推進員業務委託契約書」に基づき支払った推進員の給与所得である。

地域ネットワーク委員会は全市で 322 か所設置され、そのうち 8 か所は推進員を置いていない。補助金であるから、その年の残余は市に返還されねばならず、14 か所の委員会が返還している。

（1）推進員は契約書で 8 項目の業務内容を定められている。しかし、推進員がその内容を十分理解し履行しているとは考えられず、市（健康福祉局）も契約内容の履

行を確認しているとは認め難い。

推進員の業務内容（契約書第1条）のなかでも特に、③啓発資料作成、研修会の企画、④要支援者の生活状況等の情報整理、⑤ボランティア活動の把握と組織化、⑥緊急時における一時的な相談支援活動等は、介護や福祉の専門的な知識や関係諸機関との連携などマネジメント能力や資料・データの管理能力などの力量が求められる。契約書第1条②は、地域ネットワーク委員会の組織運営について透明性や公正性に対する責任を担っている。しかし、平成21年度住吉川地域ネットワーク委員会の実績報告書の添付資料を見る限り、契約内容が誠実に実行されているとは認め難い。

例えば、会館使用料40,000円は、配食時の会館利用料13回分であるが、配食の経費は地域ネットワーク委員会の運営費に当たらず、3,000円と1,000円の区別も不明であり、数字の帳尻合わせとしか考えられない。夜店まつりの分担金51,542円は、夜店まつりが収支報告書も公開されていないなかで、内訳等詳細は不明であり、住民のニーズに応える支援活動の実施で、健康・医療・福祉の向上を図る地域ネットワーク委員会への補助金交付目的（要綱第2条）に該当しない。領収書のただし書に記載されているように、「ふれあいサンデー」事業（地域社協、NPO法人ぷらっとほ一む住吉川（以下「ぷらっとほ一む住吉川」という。）、住吉川小学校はぐくみネット（以下「小学校はぐくみネット」という。）の共催）という単なる地域のイベントである。夜店まつり実行委員会の存在も地元役員らに確認したが、知らないとのことである。実行委員会発行の領収書は、分担金と記載されているが、帳尻合わせと思えるような金額で、発行者も領収書宛名も同一人物である。

従って、地域ネットワーク委員会への補助金1,447,000円は、要綱等に反して支出されているから、市に返還させるよう求める。

（2）各地域ネットワーク推進員の年額上限1,200,000円の委託料について、実態は地域ネットワーク委員会が支払う推進員の給与所得であり、地域ネットワーク委員会は、その年度の給与支払報告書（源泉徴収票）を市に提出しなければならない。

しかるに、市の職務責任者らは、これまで地域ネットワーク委員会に対し、税に関する注意や指示の周知徹底及び税の賦課徴収を怠ってきた。

平野区加美北地域ネットワーク委員会への補助金に関する住民監査請求において、健康福祉局は、請求人の質問に対し「推進員活動経費における源泉徴収事務に関しては、税法上の給与所得に該当するものと判断され、所得税法上源泉徴収の対象となる」と説明し、平成22年9月17日の監査結果通知文28頁4段落目に明記している。

つまり、大阪市（健康福祉局）は、地域ネットワーク委員会が推進員に支払う委託料は「税法上の給与所得に該当する」と判断しているのである。住吉川地域ネットワーク委員会は、過去10年にわたり同一人の女性を推進員として年1,200,000円の活動費を支払ってきた。当該推進員は、他にも老人憩の家補助金から「管理費」とし

て年間 12 万円を受給していたこともある。

しかし、過去 5 年間の特別徴収義務者台帳一覧資料には、住吉川地域ネットワーク委員会をはじめ住之江区内 14 か所の地域ネットワーク委員会のものはない。給与支払報告書の提出義務を怠っている。

住之江区以外でも、給与支払報告書の提出が義務付けられているにもかかわらず、提出されていないことから、特別徴収義務者台帳が存在しない委員会がほとんどであった。市の関係部署職務権限者らの職務違反である。

地域ネットワーク委員会のうち、市が「特別徴収義務者」として記録し、所得税について通知した台帳の写しによれば、給与支払報告書を提出している区・委員会と、全く提出していない区・委員会があり、税の徴収に不公平を招いている。このことは、ひいては賦課徴収されるべき市民税が納税されず、結果として市に損害を生じさせている。

監査委員においては、すべての関係書類を精査し、過去に遡って所得税、市民税を課税徴収するなど、関係職員が職務を怠ってきたことによる市の損害回復と職務権限者ら関係職員への必要な措置を講じることを市長に勧告されるよう、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づき住民監査請求する。

事実証明書・大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱

- ・保健・医療・福祉ネットワーク推進員業務委託契約書
- ・平成 21 年度住吉川地域ネットワーク委員会実績報告書・領収書他
- ・地域ネットワーク委員会特別徴収義務者台帳過去 5 年分から抜粋
- ・地域ネットワーク委員会の特別徴収義務者台帳課税状況一覧表
- ・平成 21 年度地域ネットワーク委員会補助金精算報告書から抜粋
- ・各地域ネットワーク委員会補助金精算一覧
- ・所得税、地方税等根拠

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

本件請求は、住吉川地域ネットワーク委員会に係る平成 21 年度地域福祉活動推進事業補助金 1,447,000 円について、本市職員等に違法不当な公金の支出（精算）があるかどうか、また、ネットワーク推進員委託料について、平成 18 年度から平成 22 年度の過去 5 年度分の市民税が徴収されず、本市職員等に違法不当な公金の賦課徴収を怠る事実があるかどうかについて、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住吉川地域ネットワーク委員会に係る平成 21 年度地域福祉活動推進事業補助金 1,447,000 円について、本市職員等に違法不当な公金の支出（精算）があるかどうか、また、ネットワーク推進員委託料について、平成 18 年度から平成 22 年度の過去 5 年度分の市民税が徴収されず、本市職員等に違法不当な公金の賦課徴収を怠る事実があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 23 年 1 月 14 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、地域ネットワーク委員会推進員補助金「特別徴収義務者台帳一覧表」届出一覧、住吉川東部社会福祉会館老人憩の家運営委員会委員長及び住吉川社会福祉会館老人憩の家運営委員会委員長からそれぞれ市長あて「平成 18 年度老人憩の家運営補助金にかかる事業実績報告について」及び推進員への報酬の領収書、平成 21 年度特別徴収義務者台帳一覧表（21 地域）の提出があった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・活動経費について、どのようにしたら 1,447,000 円になるかという指導をしているのではないかと。補助金のあり方を見直してほしい。
- ・町会長から、夜店まつりの実行委員会はないと聞いている。
- ・推進員は年額 1,200,000 円のほか、老人憩の家からも補助金の一部の支給を受けている。
- ・行政が関係しているのに税金を払っていないのはどういうことか。課税について整理してほしい。
- ・生活保護を受けている推進員がいるかどうか確認しているのか。

また、平成 23 年 1 月 18 日に、請求人のうちの 1 名から、ぷらっとほーむ住吉川の平成 21 年度事業報告書及び収支計算書、「ふれあいサンデー」に関するポスターの写し（2 枚）が、郵送にて提出された。

3 監査対象局の陳述

健康福祉局及び財政局を監査対象局とし、平成 23 年 1 月 24 日に健康福祉局長及び財政局税務総長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 現地調査

平成 23 年 1 月 21 日に現況確認調査を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金に関する法令等

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。また、本市においては、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）を定めており、その主な内容は、次のとおりである。

ア 目的

第 1 条において、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。

イ 補助金等の交付の決定

第 5 条において、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとするとしている。

ウ 状況報告

第 12 条において、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができるとされている。

エ 補助事業等の遂行の指示

第 13 条において、市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業等を遂行するよう指示することができるとしている。

オ 実績報告

第 14 条において、補助事業者は、補助事業等が完了したとき等は、収支決算書又はこれに相当する書類等を添付した報告書により速やかに補助事業の成果を市長に報告しなければならないとしている。

カ 補助金等の額の確定等

第 15 条において、市長は、補助事業等の完了等に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によ

り、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとするとしている。

キ 決定の取消し

第 17 条において、市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとしている。

ク 補助金等の返還

第 18 条において、市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるとされている。

(2) 地域ネットワーク委員会に係る補助金の手続等

ア 大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱（平成 19 年 3 月制定、平成 21 年 4 月改正）

地域ネットワーク委員会が行う活動への補助については、大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱において定められており、主な内容は、次のとおりである。

(ア) 目的

第 2 条において、この補助金は、小地域において、区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）が実施する、住民が生きがいをもって安心して生活ができるよう、住民のニーズに適切なサービスを結び付けていく支援活動及び、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対し、これに要する経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とするとしている。

(イ) 補助対象事業

第 3 条において、補助対象となる事業は、区社協が小地域における地域福祉推進のために行う活動に要する経費とする。ただし、区社協の支援のもとで行われる、概ね小学校区単位で行われる次の活動に要する経費を補助対象として認めるとされ、地域ネットワーク委員会が行う活動については、①隣人やボランティアなどの協力に基づく援助を要する住民のニーズの発見及びこれらの住民に対する支援活動並びに関係機関との連絡調整、②関係機関等との協力のもとに実施する社会参加のための各種クラブ・サークルの育成・活性化及び趣味・レクリエーション・ボランティア活動等の企画立案並びに健康づくり・生きがいづくりの支援活動、③第 2 条の目的を達成するために実

施するその他の活動が挙げられている。

(ウ) 保健・医療・福祉ネットワーク推進員の設置

第4条において、地域ネットワーク委員会活動を円滑に推進するため、別表に基づき、保健・医療・福祉ネットワーク推進員を設置することができることとされ、別表において、推進員の主な業務内容として、

- ①委員会の開催にかかる日程調整、会場設営、資料作成等の業務
- ②帳票の保管整理、会計事務等委員会運営にかかる業務
- ③啓発資料作成、研修会の企画
- ④援助を要する住民の生活状況等の情報整理
- ⑤ボランティア活動の把握と組織化
- ⑥緊急時における一時的な相談援助活動等
- ⑦委員会の指示に基づく相談援助にかかる関係機関、団体等との連絡調整
- ⑧その他、委員会活動の推進に関する業務

が挙げられている。

また、活動場所は、原則として委員会で確保されたものであって、老人憩の家等の公的な施設であることとされ、地域ネットワーク委員会は、推進員活動日誌を毎月、指定された期日までに区社協に提出しなければならないとされている。

(エ) 補助金の金額

第5条において、補助対象者に交付する補助金の額は、別表に掲げる基準の範囲内で決定するとされ、別表において、活動経費（消耗品費等）として年額247,000円、推進員設置経費（推進員活動経費）として月額100,000円などが挙げられている。

(オ) 申請

第6条において、区社協の会長は、補助金交付申請書に事業実施計画書及び細目に定める書類の写しを添付して前年度の3月末までに市長に提出しなければならないとされている。

(カ) 交付決定

第7条において、市長は、事業実施計画書等の書類を審査、及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするとされている。

(キ) 報告等

第13条において、補助金の交付を受けた区社協の会長は、会計年度終了後、地域福祉活動推進事業補助金実績報告書及び地域福祉活動推進事業補助金収支決算報告書を市長に報告しなければならない。実績報告書には、細目で定める

書類を添付しなければならないとされている。

(ク) 補助金額の確定等

第 14 条において、市長は、事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、地域福祉活動推進事業補助金確定通知書により区社協の会長に通知するものとするとしている。

(ケ) 補助金の精算

第 15 条において、区社協の会長は、補助金の額の確定により、あらかじめ提出した決算報告書に表記された精算金額と相違がある場合は、速やかに地域福祉活動推進事業補助金精算書を作成しなければならないとされている。

(コ) 決定の取消し

第 17 条において、市長は、補助金の交付条件に違反したとき、不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき及びこの要綱又はこれに基づく指示を守らないときのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができることとされている。

(サ) 補助金の返還

第 18 条において、補助金の交付決定を取り消した場合、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるとされている。

イ 大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱実施細目（平成 21 年 4 月施行）

大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱に規定する提出書類等について定めるものとするとき、区社協会長は、地域ネットワーク委員会等から提出される書類の検査及び活動状況の取りまとめを行うとされている。

地域ネットワーク委員会等から提出される書類は次のとおり。

- ①大阪市地域福祉活動推進事業補助金実績報告書
- ②大阪市地域福祉活動推進事業補助金収支精算報告書
- ③歳出明細書
- ④領収書の写し
- ⑤大阪市地域福祉活動推進事業活動報告書の写し
- ⑥名簿
- ⑦ネットワーク推進員 1 か月分日誌の写し
- ⑧地域福祉活動推進事業補助金精算チェック票
- ⑨地域ネットワーク委員会活動状況

なお、上記のうち①から④については、区社協にて保管し、その他は市へ提出

するとされている。

ウ 住吉川地域ネットワーク委員会に係る補助金の手続等

(ア) 交付申請

平成 21 年 3 月 31 日付けで、住之江区社協代表者から市長あてに、「平成 21 年度大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付申請書」が提出され、同申請書には、住吉川地域ネットワーク委員会に係る「大阪市地域福祉活動推進事業補助金歳入歳出予算書」が添付されていた。

同予算書には、歳入として大阪市補助金 1,447,000 円（内訳：活動経費補助 247,000 円、推進員設置経費補助 1,200,000 円）と記載されていた。また、歳出として、1,447,000 円（内訳：消耗品費 50,000 円ほか活動経費 247,000 円、推進員設置経費 1,200,000 円）が記載されていた。

添付されていた活動計画書によると、次の活動内容が挙げられていた。

- ・会議開催：ネットワーク委員会議（年 12 回）
- ・個別援助活動：独居高齢者の友愛訪問、ネットワーク委員による個別援助及び見守り・実態把握（随時）
- ・グループ援助活動：ふれあい喫茶（週 1 回）
- ・世代間交流：ふれあい餅つき、住吉川エコフェスタ（各年 1 回）
- ・研修活動：ボランティアスクール（4 回コース）
- ・広報・啓発活動：広報紙発行（年 1 回）
- ・その他：鏡開き、地域ハイキング（各年 1 回）

添付されていた「住吉川地域ネットワーク委員会設置要綱」によると、同委員会の活動内容は、①援護を要する地域住民のニーズを把握し、近隣の協力に基づく支援体制を確立すること、②サービス利用を要するケースについては検討を行い、関係機関等へ連絡調整すること、③地域住民の生きがいとしてのグループ活動等を支援すること、④そのほか、地域ネットワーク活動の推進に必要なこととされている。

また、添付されていた「保健・医療・福祉ネットワーク推進員業務委託契約書」によると、業務内容として要綱別表の主な業務内容と同様の内容が記載され、委託料は月額 100,000 円とされている。

(イ) 交付決定

平成 21 年 4 月 17 日付けで、市長から住之江区社協会長あて、「平成 21 年度地域福祉活動推進事業補助金交付決定通知書」が出され、申請額と同額の交付決定が通知された。

(ウ) 実績報告等

平成 22 年 3 月 31 日付けで、住之江区社協代表者から市長あて、「平成 21

年度大阪市地域福祉活動推進事業補助金実績報告書」が提出され、添付されていた「大阪市地域福祉活動推進事業補助金収支決算報告書」（補助金総受領額 23,698,000 円）によると住吉川地域ネットワーク委員会については、消耗品費 38,356 円、印刷製本費 6,638 円、通信運搬費 43,022 円、使用料 40,000 円、報償金 40,000 円、保険料 4,900 円、雑費 74,084 円の合計 247,000 円の活動経費と、推進員設置経費 1,200,000 円の合計 1,447,000 円が総歳出額として記載され、総歳入額は 1,447,000 円（うち補助金受領額 1,447,000 円）と記載されていた。

また、平成 22 年 3 月 31 日付けで、住之江区社協事務局長から検査調書が提出され、平成 21 年度地域福祉活動推進事業補助金の、地域ネットワーク委員会及び地域社協活動事業費については、その事業内容、事業費内訳を、審査し、適切に処理されていた旨の報告がなされていた。なお、確認した書類は、歳出明細書、事業報告書、領収書等証拠書類とされていた。

(エ) 活動報告書

実績報告書に添付されていた住吉川地域ネットワーク委員会に係る活動報告書によると、活動内容は次のとおり。

A 実態調査

65 歳以上の高齢者を対象とした実態調査（8 月）及び毎月 1 回の高齢者・児童・障害者を対象とした安否確認が挙げられていた。

B 研修・学習活動

「おとなとこども」等のテーマで、6 月から 7 月にかけて 4 回開催された研修と参加人数等が挙げられていた。

C 広報・啓発活動

ふれあいサンデー（毎月 1 回）、ボランティアスクールの案内（6 月）が挙げられていた。

D 連絡・調整活動

定例会議（月 1 回）の参加人数及び内容が挙げられていた。

E グループ活動

次の活動及び実施日等が挙げられていた。

- ・配食（毎週木曜日、47 回、内容：ボランティア手作り弁当）
- ・ふれあい喫茶（毎週木曜日、46 回、内容：コーヒー・紅茶・牛乳・パン・ゆで玉子・バナナ）
- ・介護予防教室（毎月第 2 水曜日、12 回、内容：健康体操、ゲーム、交流タイムなど、とじこもり防止を目的としたメニュー）
- ・子育て支援（毎月第 3 水曜日、11 回、内容：ゲーム・詠み聞かせ・折

り紙・お遊び)

F 行事等

ぜんざい会（平成22年1月11日）が挙げられていた。

G 個別援助活動

高齢者の援助回数 529 回、児童・子育てに係る援助回数 50 回などが挙げられていた。

H 災害等緊急時の対応策

各地域で要援護者をリストアップし、各団体の協力者と援助の方法を話し合うと記載されていた。

(オ) 活動日誌

実績報告書に添付されていた平成 21 年9月の活動日誌によると、活動内容等は次のとおり。

日	曜	内 容
1	火	(午前)ボランティア1名来館 (午後)ネットワーク委員1名来館 ボランティア2名来館 19時～社会福祉部長(17名)とネットワーク委員(全委員)合同会議 9月20日地域の高齢者の集いについて話し合い
2	水	(午前)ボランティア1名来館 (午後)ボランティア3名来館 9月3日配食の準備 ふれあい喫茶の準備 保健師1名来館 高齢者1名について連絡
3	木	(午前)ふれあい喫茶 (午後)配食 ボランティア手作り弁当 配達5件 19時～保健所から(2名)食品衛生講習会 ボランティア50名位参加
4	金	(午前)ボランティア1名来館 (午後)ネットワーク委員1名来館 19時～ネットワーク委員会(定例会)
7	月	(午前)ボランティア1名来館 (午後)高齢者1名来館 ネットワーク委員2名来館
8	火	(午前)ボランティア2名来館

		(午後) 1時30分～高齢者支援専門部会に出席 (区役所)
9	水	(午前) ボランティア 1名来館 9月10日ふれあい喫茶の為準備 (午後) 介護予防教室 ボランティア 5名来館 (9月10日の配食の準備)
10	木	(午前) ふれあい喫茶 ボランティア 1名来館 ネットワーク委員 2名来館 (午後) 配食 ボランティア手作り弁当 配達4件
11	金	(午前) (午後) ボランティア 1名来館
14	月	(午前) ボランティア多数来館 (検便の為) (午後) ボランティア多数来館 (検便の為)
15	火	(午前) ボランティア 3名来館 (検便の書類を作成) (午後) 車椅子貸し出し
16	水	(午前) 子育て支援 (民生主任児童員) (午後) ボランティア 4名来館 9月17日配食の準備 ふれあい喫茶の準備 高齢者 1名来館 保健師 1名来館
17	木	(午前) ふれあい喫茶 ボランティア 2名来館 (午後) 配食 ボランティア手作り弁当 配達5件
18	金	(午前) ボランティア 4名来館 (午後)
24	木	(午前) ふれあい喫茶 大正区の推進員から電話相談があり担当地区の推進員を紹介する。 (午後) 配食 ボランティア手作り弁当 配達4件
25	金	(午前) ボランティア 1名来館 (午後) 14時～推進員連絡会
28	月	(午前) ボランティア 1名来館 ネットワーク委員 2名来館 (活動報告書を提出)

		(午後)ボランティア 2 名来館
29	火	(午前)ボランティア 1 名来館 ネットワーク委員 2 名来館 (活動報告書を提出) (午後)ネットワーク委員 2 名来館 (活動報告書を提出)
30	水	(午前)10 月 1 日ふれあい喫茶の為準備 (午後)ボランティア 4 名来館 (配食の準備) ネットワーク委員 3 名来館 (活動報告書を提出)

(カ) 地域福祉活動推進事業補助金 (活動経費) の履行確認について

健康福祉局によると、地域ネットワーク委員会活動経費の履行確認については、まず、区社協会長は地域ネットワーク委員会から提出された「大阪市地域福祉活動推進事業補助金実績報告書」、「大阪市地域福祉活動推進事業補助金収支精算報告書」、その他細目で定める添付書類の検査、取りまとめを行い、要綱で定める「大阪市地域福祉活動推進事業補助金実績報告書」「大阪市地域福祉活動推進事業補助金収支決算報告書」に細目で定める書類を添付し健康福祉局に提出しており、健康福祉局においては、提出された各種報告書について、金額に記載誤りはないか、添付書類に漏れはないか等の内容チェックとともに実績報告書の内容についての書類審査を行ったうえで補助金額確定を行っているとのことである。

(キ) 健康福祉局による住之江区社協委託事業等に係る実地調査について

A 調査方法等

平成 21 年度に区社協に委託・交付した事業について、関係局において、証拠書類等及び事業の実施状況の確認を行っており、住之江区分の地域福祉活動推進事業については、平成 22 年 5 月 13 日に、健康福祉局総合福祉調整担当の担当係長及び担当者が、住之江区社協において、平成 21 年度地域福祉活動推進事業関係綴を閲覧することにより行った。

なお、健康福祉局によると、その際、地域ネットワーク委員会活動経費の確認については、地域ネットワーク委員会から提出された補助金収支精算報告書、歳出明細書、領収書において整合性がとれているか、金額の記載誤りはないかなどについて確認するとともに、歳出明細書の支出年月日、金額、摘要、目的、支出先の記載内容が領収書に合致し、収支精算報告書にも計上されていることを確認したとのことである。

B 調査結果

全体的事務処理状況等は可となっているが、具体的に改善すべき事項等と

して、講師謝礼の領収証に受領者の住所やただし書が未記入のものがある、また、領収証の宛名が事業名となっている。宛名が未記入のものがあるなどについて、口頭での指摘がなされた。

(3) 給与所得に係る住民税徴収について

ア 賦課期日等

住民税は、前年中の所得を基準として、賦課期日現在居住している市町村において、翌年度課税される仕組みになっており、地方税法第 318 条において、賦課期日は 1 月 1 日とされている。

イ 給与支払報告書

地方税法第 317 条の 6 第 1 項において、1 月 1 日現在において給与の支払をする者で給与の支払をする際に所得税の源泉徴収をする義務があるものは、1 月 31 日までに「給与支払報告書」を、給与の支払を受けている者の 1 月 1 日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされている。

また、同条第 3 項において、給与の支払をする者で給与の支払の際に所得税を源泉徴収する義務のあるものは、給与の支払を受けている者が退職した場合においては、その退職した年の翌年 1 月 31 日までに給与所得の金額その他一定の事項を記載した給与支払報告書を、当該給与の支払を受けていた者の退職時における住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされている。ただし、その給与の総額が 30 万円以下の場合には提出する必要はない。

給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則第 10 条に規定されており、課税に必要な給与等の支払金額・扶養親族等の控除関係・社会保険料等の金額等は、第 17 号様式別表「個人別明細書」に記載される。

ウ 特別徴収

地方税法第 1 条第 1 項第 9 号において、特別徴収とは、地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、徴収すべき税額を納入させることをいい、同項第 10 号において、特別徴収によって地方税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者を「特別徴収義務者」というとされている。

エ 給与所得に係る特別徴収

地方税法第 321 条の 3 第 1 項において、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日（4 月 1 日）において給与の支払を受けている者である場合においては、当該給与所得に係る住民税は、特別徴収の方法によって徴収されるとされている。

オ 特別徴収義務者の指定

地方税法第 321 条の 4 第 1 項において、住民税を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合は、4 月 1 日において納税義務者に給与の支払をする者のうち、

所得税の源泉徴収義務者を、条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないとされている。

また、同条第4項において、同一の納税義務者に給与の支払をする者が2以上あるときは、徴税の便宜上、原則として1つの給与支払者を特別徴収義務者として指定することが望ましいとされている。

カ 特別徴収税額通知書

地方税法第321条の4第2項において、特別徴収義務者に特別徴収させる場合には、市町村長は、5月31日までに、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を「特別徴収税額通知書」により、特別徴収義務者及びこれを經由して納税義務者に通知しなければならないとされている。

キ 特別徴収税額の納入

地方税法第321条の5第1項において、特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受け取った場合には、その12分の1の額を6月から翌年5月まで、給与の支払をする際毎月徴収し、翌月10日までに納入する義務を負う。ただし、特別徴収税額が均等割額に相当する金額（大阪市の場合4,000円）以下である場合には、最初に徴収する月に全額を徴収し納入するとされている。

ク 時効について

地方税法第17条の5において、更正、決定又は賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。また、偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部又は一部の税額の還付を受けた地方税の更正、決定若しくは賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まですることができるとされている。

ケ 住民税の申告書による税徴収について

(ア) 住民税の申告書の提出

地方税法第317条の2第1項において、市町村内に住所を有する者は、住民税の課税に必要な資料の提出方法として、①給与所得又は公的年金等に係る所得のみの者で給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が市町村長あて提出されている者、②条例で定められている提出の必要のない者を除いて、毎年3月15日までに1月1日現在の住所地の市町村長に住民税の申告書を提出しなければならない。

また、地方税法第317条の3において、確定申告書を提出した場合には、住民税の申告書が提出されたものとみなすこととされている。

(イ) 徴収の方法

地方税法第319条において、住民税の徴収については、特別徴収の方法によ

る場合を除いては、普通徴収の方法によらなければならないとされている。

(ウ) 普通徴収

地方税法第1条第1項第7号において、普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいうとされている。

(4) ネットワーク推進員設置経費に係る市民税徴収について

ア 給与支払報告書の提出

地域ネットワーク委員会は、推進員に対して前年中に支払った給与についての給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日現在における住所地の市町村長に提出しなければならない。

イ 特別徴収義務者台帳一覧表の作成及び特別徴収税額の決定

市長は、提出された給与支払報告書をもとに、特別徴収を実施する者について、特別徴収義務者台帳一覧表を作成し、特別徴収税額の決定を行う。

なお、給与支払報告書の提出があったものでも、当該地域ネットワーク委員会からの給与が従たる給与で他に主たる給与がある場合は、主たる給与にて特別徴収を行うものであり、また、当該地域ネットワーク委員会からの給与のみであっても、事務的余裕がない等の理由で普通徴収を希望する旨申出がある場合は、納税者本人に普通徴収の納税通知書を送付しているものがある。

そのため、「特別徴収義務者台帳一覧表」は給与支払報告書が提出されたもののうち、特別徴収を行っているものの一覧であり、その一覧にないからといって、給与支払報告書が提出されていないとはいえない。

ウ 特別徴収税額通知書の送付

市長は、5月31日までに、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、「特別徴収税額通知書」により、地域ネットワーク委員会及びこれを經由して推進員に通知しなければならない。

エ 特別徴収税額の納入

地域ネットワーク委員会は、特別徴収税額の通知を受け取った場合には、その12分の1の額を6月から翌年5月まで、給与の支払をする際毎月徴収し、翌月10日までにこれを納入する義務を負う。ただし、特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、最初に徴収する月に全額を徴収し納入することになる。

オ 普通徴収

給与所得者の就退職が頻繁に行われる場合や給与所得者本人の都合、又は従業員がごく少数で特別徴収を行う事務的余裕のない事業者等については、「納税通知書」を納税者に交付することによって住民税を徴収する場合もある。

カ 健康福祉局による税に関する指導等

推進員設置時（平成4年度）に、国税当局と協議し、推進員の活動経費については「給与所得」として取り扱われるとの見解を得たため、源泉徴収の対象として取り扱うこととした。

平成13年度及び14年度に、新任の推進員を対象とした地域ネットワーク活動についての研修において、給与所得の源泉徴収等、給与所得に関する事務について周知されていることが確認できた。

また、平成22年8月に北税務署で、推進員活動経費の税法上の取扱いについて再確認を行ったところ、「推進員活動経費については、『非独立的、従属的労働の対価』であり、税法上の『給与所得』に該当すると判断され、源泉徴収にかかる報告は必要である。」とのことであった。

(5) 監査対象局による調査

ア 健康福祉局

(ア) 住吉川地域ネットワーク委員会

A 調査方法等

1月17日 健康福祉局総合福祉調整担当課長、担当係長が、住吉川文化会館等において、住之江区社協職員及び住吉川地域ネットワーク委員長に聞き取り調査を行った。

1月19日 健康福祉局総合福祉調整担当の担当係長が、電話にて住吉川地域ネットワーク推進員に聞き取り調査を行った。

1月20日 健康福祉局総合福祉調整担当の担当者が、住吉川文化会館等において、住之江区社協職員、住吉川地域ネットワーク委員長及び同推進員に聞き取り調査を行った。

1月21日 健康福祉局総合福祉調整担当課長代理が、住吉川文化会館等において、住吉川地域ネットワーク委員長及び同推進員に聞き取り調査等を行った。

1月26日 健康福祉局総合福祉調整担当課長代理が、住吉川地域ネットワーク委員長宅において、同委員長、住吉川ネットワーク推進員及び夜店まつり実行委員会のメンバー2名から聞き取り調査を行った。

B 調査の結果

(A) 「ふれあいサンデー事業」及び「夜店まつり」について

- ・「ふれあいサンデー事業」は、地域社協、小学校はぐくみネット、ぷらっとほーむ住吉川の3者による共催により、毎月第1日曜日に定例で開催している地域住民の交流事業であり、地域の商店街で露店やお遊び

コーナーを設け、子どもから高齢者まで多くの地域住民が参加する活動である。

- ・「夜店まつり」は、平成 21 年 7 月の「ふれあいサンデー事業」をかえて開催したものであり、「夜店まつり」の主催は、地域ネットワーク委員会、小学校はぐくみネット、ぷらっとほ一む住吉川 3 者の共催である。
- ・夜店まつり実行委員会は、上記 3 者のメンバーで構成されており、ネットワーク委員会議で運営に関することについて協議を行っている。また、夜店まつりの周知は、ポスターを地域の掲示板に掲示するとともに、ネットワーク委員が担当地域の子どもにチケットを配布したり、高齢者に直接声かけを行っている。
- ・同実行委員会は 21 名で構成され、全員が、ぷらっとほ一む住吉川のボランティアである。また、そのうちの 8 名がネットワーク委員、1 名が小学校はぐくみネットのメンバーであり、ネットワーク委員会議などで夜店まつりの運営に関することについて協議を行っている。
- ・収支報告については、ビンゴゲーム景品代（3 k g 入り米 10 袋分 10,500 円、ラジコンカー 4 台分 2,880 円など）40,984 円と地域の子どもに配布したサービス券代 77,100 円の合計 118,084 円を共催団体 3 者で分担して負担しており、地域ネットワーク委員会から 51,542 円、ぷらっとほ一む住吉川から 51,542 円、小学校はぐくみネットから 15,000 円を支出していることを地域ネットワーク委員会に保管されている収支報告書により確認した。また、ビンゴゲーム景品代 40,984 円について、24 種類の景品を購入した領収書を地域ネットワーク委員会で保管していることを確認した。

(B) 会館使用料の支出について

- ・領収書のただし書に「配食」と記載されているが、「ネットワーク委員会議」の記載誤りであり、平成 21 年度に開催された 4 月 1 日、5 月 1 日、6 月 2 日、7 月 1 日、8 月 3 日、9 月 1 日、10 月 1 日、11 月 1 日、12 月 1 日、1 月 11 日、2 月 1 日、3 月 1 日の定例会議 12 回と、7 月 12 日、9 月 4 日の臨時会議 2 回の計 14 回分の会館使用料である。
- ・基本は住吉川文化会館を使用しており、使用料 3,000 円となっているが、1 回のみ他の人が使用していたため使用できず、隣接されている住吉川東部社会福祉会館を使用し、その使用料が 1,000 円であった。
- ・使用料金は、「社会福祉会館（東部・西部）・文化会館・西部会館利用料規定」において規定されており、「住吉川社会福祉会館（東部・西部）老人憩の家・運営委員会規定」の中では、委員会が認めた団体主催

の集会については、使用料は徴収されないとなっているが、住吉川ネットワーク委員会としては使用料を払うこととしてきた。

- ・配食サービスについては、憩いの家（1階座敷）を使用しており、使用料3,000円の文化会館1階ホールは使用していないことを確認した。

(C) 活動日誌（平成21年9月）の活動内容等について

- ・ボランティア来館時の業務は、ボランティア活動の相談、情報連携、高齢者の方の近況確認、ふれあい喫茶・配食の準備や打ち合わせ等であった。
- ・ネットワーク委員来館時の業務は、活動の報告、要援護者の状況報告を受けること、情報連携等であった。
- ・ふれあい喫茶及び配食の準備・実施時は、ボランティアからの活動の相談や報告を受けたり、ボランティアと一緒に活動に参加することにより、その活動状況の把握に努めていた。

(イ) 推進員活動経費に係る納税事務等に関する調査

A 調査方法

平成23年1月11日付けで健康福祉局生活福祉部総合福祉調整担当課長から各区社協事務局長あて「推進員活動経費にかかる納税事務の取り扱いについて（依頼）」により、各区社協を通じて、全推進員を対象に聞き取り調査を依頼した。

B 調査結果

平成21年度の推進員315人のうち、源泉徴収済み・税申告済み及び非課税の者が264人、税未申告の者が51人であった。

イ 財政局

(ア) 地域ネットワーク委員会の給与支払報告書の提出状況

全ての地域ネットワーク委員会の給与支払報告書の提出状況について、調査を行った結果は次のとおりであった。

年度	提出委員会数（全322委員会）
22年度	164
21年度	168
20年度	166

(イ) ネットワーク推進員への委託料の課税状況

健康福祉局から提供を受けた推進員の氏名・月額委託料等に基づき、全推進員の過去3年分の住民税の課税状況・申告状況等について、調査を行った結果は次のとおりであった。

	20年度 (19年分)	21年度 (20年分)	22年度 (21年分)
委託料支払推進員数	334	349	336
委託料の課税状況が 確認できた者	214	223	210
委託料の課税状況が 確認できなかった者	120	126	126

※「委託料の課税状況が確認できた者」とは、①給与支払報告書が提出されている者、②確定申告書又は市・府民税申告書において、委託料を所得として申告していることが確認できる者のいずれかに該当するものをいう。

※「委託料の課税状況が確認できなかった者」には、当該委託料を所得とする給与支払報告書の提出又は確定申告等がされた場合でも、非課税の者又は税額に影響のない者を含む。

(ウ) 各局（室）に対する税務手続きの確認

平成23年1月25日付けで、財政局税務総長から各局（室）長あて、「人件費に係る補助金・委託料等の税務手続きについて」通知が出され、税務手続きが適正に行われているかの確認とともに、手続きに不備がある場合は是正の指導を行うよう依頼がなされた。

(6) 推進員活動経費に係る納税事務の取扱いについて

平成23年1月31日に、健康福祉局及び財政局から、各区社協事務局長に対し、推進員活動経費に係る所得税及び住民税の税務処理について説明会を開催し、所得の区分については給与所得として取り扱い、地域ネットワーク委員会及び推進員に、過去の委託料支払分についても、遡及して税務処理を行わせるよう指導を行った。

2 監査対象局の陳述内容等

(健康福祉局)

地域ネットワーク委員会は、概ね小学校区を単位とし、連合振興町会、地域社協、民生委員等地域の各種団体の代表者で構成され、地域住民の健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるような地域ぐるみの取組みを行う一方、援護を要する人のニーズ発見や相談、関係機関への連絡調整、地域での支え合いについての検討を行うなど地域福祉の核となる組織として、平成3年度から設置され、画一的なサービスでは対応が困難な高齢者などの福祉課題に対して、地域団体の協力を得て、身近な地域での支え合いによるセーフティネットの構築を目指そうという、当時としては、全国的に見ても先駆的な取組みであり、これまで果たして来た意義と役割は大きく、現在も地域において非常に重要な活動である。

また、保健・医療・福祉ネットワーク推進員は、地域ネットワーク委員会の事務局として、地域の相談窓口となり、個別の支援、見守り、課題発見、関係機関との連絡調整など地域ネットワーク委員会活動の推進役としての役割を担っている。

今回、健康福祉局に保管されている書類の再確認及び実地調査を行い、住吉川地域ネットワーク委員会の活動内容、補助金の経費支出状況等について調査を行ったところ、その活動は地域福祉活動推進事業の目的を果たしており、経費についても要綱に則り適正に支出されていることを確認した。

各地域ネットワーク委員会の委託料の税法上の取扱いについては、現在大阪国税局と相談中である。

なお、この事業については、事業実施以降 20 年近くが経過する中で、不断の改善努力、検証と見直しができず、推進員の活動内容の規定整備、選任方法の透明化、活動実態の把握の方法、報酬支払い方法など、事業実施に当たり、いくつかの課題が生じていた。

これらについて、どこに問題があって、どう改善するか、早急に考え方を整理して、区社協や地域ネットワーク委員会とも十分に協議を行いながら、整理ができたものから、順次実施したいと考えており、しっかり説明責任を果たして、信頼される事業実施に改める。

平成 21 年度住吉川地域ネットワーク委員会活動の金額 40,000 円の領収書について、領収書の発行者である住吉川文化会館運営委員会委員長に聞き取りを行ったところ、領収書ただし書に「光熱費」と記入されているが、本来は「会館使用料金」にあたり、また「配食 21 年度分」と記入されているが、平成 21 年度に開催された地域ネットワーク委員会の定例及び臨時委員会 14 回分を誤って記載したものであった。配食サービスは、別途地域の食事サービス委員会が主催し、実施されている。地域ネットワーク委員会としても事業に参画している。

40,000 円の内訳は、毎月開催されている定例委員会年 12 回と、7 月と 9 月に臨時に開催された委員会 2 回の会館使用料である。利用料で 3,000 円と 1,000 円の記載があるのは、基本的に委員会は住吉川文化会館 1 階ホールを使用しており、利用料金は 3,000 円であるが、14 回のうち 1 回は文化会館を他の人が使用していたため、隣接する住吉川東部社会福社会館 1 階座敷で委員会を開催し、その利用料金が 1,000 円であったものである。会館運営に関する規定や料金は、住吉川社会福社会館(東部・西部)老人憩の家・運営委員会規定、住吉川文化会館運営委員会規定、社会福社会館(東部・西部)・文化会館・西部会館利用料規定により確認している。

なお、14 回分の委員会の開催については、委員長及び推進員への聞き取り調査並びに、活動実績報告書、推進員活動日誌において開催事実を確認した。

以上、金額 40,000 円の領収書の内容について説明したが、調査の結果、領収書及

び支出明細書に誤りがあった。支出内容に問題はないものの、提出された書類の点検に不備があったことについて、お詫び申し上げます。

次に「夜店まつり」について、ネットワーク委員長に聞き取りを行ったところ、住吉川地域では、「ふれあいサンデー事業」を、ぷらっとほ一む住吉川、小学校はぐくみネット、住吉川地域社協の3者で共催し、毎月定例で第1日曜日に実施している。平成21年7月4日の「夜店まつり」は、ぷらっとほ一む住吉川、小学校はぐくみネット、地域ネットワーク委員会の共催で、定例の「ふれあいサンデー事業」を「夜店まつり」にかえて開催されたものである。午後4時から8時30分まで地域内の整形外科・日本薬局前のスペースで開催され、地域ではポスターやちらしによる案内及び地域ネットワーク委員会が地域の子どもに模擬店のサービス券を配布する等をし、周知している。

地域ネットワーク委員会の支出51,542円は、「夜店まつり」のお遊びコーナーにおける出し物のうち、ビンゴゲームの経費40,984円と地域の子どもたちに配布したサービス券77,100円の合計金額118,084円分を共催の3者で支出されたもののうちの、地域ネットワーク委員会の分担金である。なお、地域ネットワーク委員会以外の分担額は、ぷらっとほ一む住吉川が51,542円、小学校はぐくみネットが15,000円となっており、ぷらっとほ一む住吉川における分担金51,542円については、法人で保管されている同団体の平成21年度事業報告書及び収支計算書、並びに夜店まつり実行委員会発行のぷらっとほ一む住吉川宛51,542円分の領収書により確認している。確認した資料は、その写しの提供をぷらっとほ一む住吉川代表理事にお願いしたが、提供いただけなかった。

なお、小学校はぐくみネットにおける領収書は、現在管理者が病気療養中のため、確認できなかった。

合計金額118,084円のうち、ビンゴゲームに要した経費40,984円は、委員長に聞き取りを行ったところ、ゲームの景品として24種類の品物が購入されており、領収書で購入の事実を確認している。また、サービス券については、ネットワーク委員が地域の子どもを対象に配布した券は1,000枚以上であったが、夜店まつり当日に使用された券は771枚であり、1枚あたり100円、計77,100円が支出されているということである。

夜店まつりは主催者に地域社協が入っていないことから、住吉川地域社協の決算報告書に記載はされていない。

また、この活動には地域ネットワーク委員の働きかけにより、地域の高齢者と子どもが共に参加し、活動を通じて世代間交流が図られること、高齢者に対してはネットワーク委員が個別に声かけを行い、まつりへの参加を呼びかけ、孤立や閉じこもり予防を図っていること、また、地域の行事を通じて地域住民の参加と協力による支え合

い、助け合い活動の推進体制の整備につながっていること等から、「地域福祉活動推進事業補助金交付要綱」の目的に合致した活動であると言える。

この実行委員会に関する名簿、規約、決算書については作成されていないが、町会長3名、地域団体の役員1名、地域のボランティア1名への聞き取りにより、3者で構成する実行委員会として運営していたことを確認した。

次に、推進員業務の履行確認について、地域福祉活動推進事業補助金に係る報告については、補助金交付要綱第13条において規定されており、各年度の末日に補助金実績報告書及び補助金収支決算報告書を作成し、補助事業完了後20日以内に市長に報告することとなっている。その際添付される書類に「ネットワーク推進員1か月分日誌の写し」があり、区社協から提出された後、推進員活動日誌に記載されている内容が、要綱別表1における推進員の主な業務内容に適合しているか確認している。

また、推進員活動日誌は、要綱別表1「その他」の規定により、地域ネットワーク委員会から毎月区社協に期日までに提出され、内容確認が行われている。

平成21年9月の活動日誌の内容については、記述されている業務に関しては、補助金交付要綱別表1における推進員の主な業務内容に該当するものと判断している。

なお、業務内容の記述のない欄については、推進員に確認したところ活動記録、資料作成等の事務処理については日誌へ記述はしていないということであった。住之江区社協に保管されている他の月の活動日誌についても確認したが、事務処理に関する記述はほとんどなかった。事務処理を行っていた事実に関して、推進員事務所のパソコンアクセスログを調べたが、平成21年度分の記録は既に消滅しており確認できなかった。しかし、平成22年度分のアクセスログを調べたところ、活動日誌に記載がないときは、パソコンの使用記録が存在し、推進員の証言と合致することが分かったが、活動実態を把握するには不十分な面があると考えている。

今後、活動日誌の記載内容については、適切に活動状況が把握できるよう、様式の見直しや記載内容の書き方の指導に努めていく。

次に、推進員の委託料について、地域福祉活動推進事業補助金交付要綱第4条において、地域ネットワーク委員会は委員会活動を円滑に推進するために推進員を設置することができることとなっている。平成21年度の補助金の金額は同要綱第5条及び別表2により、委員会活動経費年額上限247,000円、推進員活動経費として月額上限100,000円、合計年額上限1,447,000円が規定されている。

推進員の設置にあたっては、別表1に「地域ネットワーク委員会委員長は推進員と業務にかかる委託契約を締結する」と規定されている。従って推進員は委員長から業務委託契約における委託料を受領している。

次に、この委託料の税法上の取扱いについての経過を説明する。

平成4年度の推進員設置時に、推進員委託料の「所得の区分」については、国税当

局から「給与所得」として取り扱われ、源泉徴収の対象となること、源泉徴収義務者は地域ネットワーク委員会の代表者であるとの見解が示されたことから、地域ネットワーク委員会において源泉徴収を行うよう指導をしてきた。

昨年8月に、別件の住民監査請求事案に関わり、北税務署で再度推進員活動経費の税法上の取扱いについて確認をしたところ、「当該委託料については『非独立的、従属的労働の対価』であり、税法上の『給与所得』に該当し、源泉徴収が必要である」ということであった。

一方、10月に生野税務署から推進員の課税状況照会があった際、所得区分については、大阪国税局へ再度確認が必要となるとのことであった。

このため、早急に税処理の適正化を図るため、現在大阪国税局と何度も相談を重ねており、また、本年1月には市内の全推進員を対象に、所得税に関する手続きの状況について、本人からの聞き取り調査を実施した。調査の結果については、「源泉徴収済み・税申告済み及び非課税の者」が264名で84パーセント、「税未申告の者」が51名で16パーセントであった。なお、税未申告の場合でも申告が不要な方もおり、必ずしもすべてが「申告漏れ」とは言えない。

今後は大阪国税局との整理に基づき、調査結果を踏まえて適正な手続きの徹底を図りたいと考えている。

また、請求人からの指摘において、当該推進員は老人憩の家補助金から管理人の報酬として年間12万円を受給していたとあるが、当該老人憩の家運営補助金実績報告書について調べた結果、平成18年度に管理人の報酬として当該推進員に支払っていたことを確認したので、こちらについても適正な税に関する手続きの徹底を図っていく。

なお、先日の請求人陳述で、生活保護を受給している推進員に関する指摘があったが、確認したところ、現在生活保護を受給している推進員は1名いるが、委託料は収入認定している。

以上が本監査請求に係る調査の結果である。

地域ネットワーク委員会は、連合振興町会、地域社協、民生委員協議会をはじめとした地域で取り組んでいただく各種団体やボランティア団体、あるいは、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者で構成されており、その活動の要となる推進員は、非常に重要な役割を果たすものである。

事業実施以降20年近くが経過する中で、いくつかの課題が生じていた。今後は、区社協や地域の方々と協議し、早急に改善に取り組んでいく。

まず、推進員の活動内容については、標準的な活動内容を規定し、そのマニュアルを作成することで、推進員活動の一層の明確化を図っていく。推進員の選任については、選考会議の設置や選考過程記録の公開などにより、透明性を確保していく。推進

員への報酬支払いについては、活動実態を把握し、活動日数に応じた実績払いへの変更により、活動実態に応じた報酬支払いを図っていく。税務処理については、国税局との相談結果を踏まえて、適正な手続きの徹底を図りたいと考えている。

以上の取組みを早急に実施し、改善していく。

(財政局)

市税は、大阪市が提供する様々な行政サービスの経費をまかなうための最も重要な自主財源である。また、今日、地方分権の推進に伴う税源移譲が進められる中、市税の適正な賦課徴収はますます重要な課題となっている。そのため、財政局では、税の専門組織である市税事務所を開設し、適正・公平な賦課徴収を行い、市税収入を確保することに努めている。

今回の住民監査請求について、職務違反により本市に損害を与えた事実はないと考えているが、請求人から指摘のあった地域ネットワーク推進員の課税状況については現在調査を進めており、給与支払報告書の未提出等の事実が判明した場合は、適切に対処し、今後も適正・公平な課税に努めていく。

推進員が地域ネットワーク委員会から受け取っている委託料が給与所得に該当する場合、給与支払者である地域ネットワーク委員会、給与所得者である推進員及び大阪市の税法上の主な義務や権限等について説明する。

所得税については、給与支払者は、所得税の源泉徴収義務、「給与支払事務所等の開設届出書」の税務署への提出義務、年末調整義務等がある。給与所得者は、給与所得以外に年金等の所得がある場合は、所得税が非課税となる場合を除き、所得税の確定申告を行う義務等がある。

住民税関係については、給与支払者は、前年中に支払った給与について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日現在における住所地の市町村長に1月31日までに提出する義務がある。また、市町村から特別徴収税額の決定通知があった場合は、通知された住民税額を給与所得者の給与から毎月特別徴収し、翌月10日までに市町村に納入する義務等がある。

給与所得者は、毎月の給与から住民税を特別徴収されるが、退職により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなるので、残りの税額は納税者本人に納めていただく普通徴収の方法に変更される。また、給与所得者は、前年中に給与所得以外の所得がない場合は、住民税の申告書の提出義務はない。

住民税の課税・徴収主体である大阪市の、提出された給与支払報告書や所得税の確定申告書などをもとに、1月1日現在大阪市の住所がある方について個人市民税及び個人府民税の税額を計算し、毎年5月に特別徴収義務者である給与支払者あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付することによって課税している。また、個人市民税と

ともに徴収した個人府民税は大阪府に振り込んでいる。

なお、給与支払報告書の提出がない場合、大阪市は住民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得者に対して住民税の申告書を提出させることができ、また、住民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者や給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者等に対して質問し、関係帳簿等書類の検査を行うことができるとされている。

次に、住民監査請求内容に係る事実関係について、給与支払報告書の提出は給与支払者に課せられている税法上の義務であり、給与所得者については、大阪市は、提出された給与支払報告書や所得税の確定申告書などをもとに、1月1日現在大阪市内に住所がある方について個人市民税及び個人府民税の税額を計算し、給与支払者に税額を通知することによって支払われる給与から特別徴収の方法によって徴収するものである。

給与支払者に給与支払報告書の提出義務や住民税の特別徴収義務があることについては、市・府民税の納期周知ポスター、市税ハンドブック及び財政局のホームページ等によりPRや啓発を実施するとともに、税務署と共催している年末調整説明会において特別徴収制度の説明を行っているが、給与支払報告書を提出していない可能性のある給与支払者については計画的に調査を行っており、給与支払報告書の提出を督促し、給与支払報告書が提出されれば、速やかに課税している。平成20年度から22年度までの3か年間においては、大阪市全体で延べ約5万件の給与支払者について調査を行い、個人市民税ベースで約5億9,100万円の調定をあげており、適正・公平な課税に努めている。

住民監査請求がなされている地域ネットワーク委員会から推進員が受け取っている委託料は、大阪市が推進員を雇用して給与として直接支出しているものではないため、大阪市からの補助金が原資であるものの、給与支払者である地域ネットワーク委員会から大阪市に給与支払報告書が提出されない限り、住民税の課税及び徴収を担当する財政局は給与支払いの事実を直接には把握できない。

最後に、今回の住民監査請求に係る財政局の調査状況等であるが、公文書公開請求を契機として、平成22年11月24日に、健康福祉局から各地域ネットワーク委員会322団体の委員会名・委員長氏名の情報の提供を受け、船場法人市税事務所特別徴収担当において、平成22年度から遡及課税が可能な平成20年度までの給与支払報告書の提出状況について、調査を行った。調査は12月中旬に終了し、給与支払報告書を提出していた団体は、平成22年度は322団体中164団体、21年度は168団体、20年度は166団体であり、提出された給与支払報告書については適正に課税が行われていた。

また、推進員個人が所得税の確定申告や住民税の申告により、当該委託料に係る所

得を申告されていることも考えられるため、健康福祉局から推進員の氏名・住所及び委託料支払額等の情報提供を受け、各市税事務所の個人市民税担当において、現在、平成22年度から20年度までの申告状況、住民税の課税状況等についても調査を進めている。

今後、推進員が地域ネットワーク委員会から受け取っている委託料が給与所得との結論が出れば、調査結果に基づき、委託料に係る給与支払報告書の提出や申告が行われていないと認められるものについては、健康福祉局とも調整し、地域ネットワーク委員会に対して必要な指導を行い、給与支払報告書の提出等を行っていただくとともに、住民税が課税されていない推進員に対しては速やかに課税を行う方針である。

さらに、本件を契機として、財政局としても、より適正・公平な課税を進めるため、本市の所属長及び大阪府に対して、補助金・委託料等から支払われる人件費について税務手続きが適正に行われているか文書で確認するとともに、手続きに不備がある場合は是正の指導を依頼する方針である。

今後とも、調査事務を充実・強化するなど、適正・公平な課税に努めていく。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 住吉川地域ネットワーク委員会に係る平成21年度地域福祉活動推進事業補助金

ア 推進員設置経費について

請求人は、平成21年度住吉川地域ネットワーク委員会の実績報告に添付された活動日誌等によれば、推進員が業務委託契約書の内容を十分理解し履行しているとは考えられず、市（健康福祉局）も契約内容の履行を確認しているとは認め難い旨主張する。

これに対して、監査対象局（健康福祉局）は、推進員の活動日誌については、地域ネットワーク委員会から毎月区社協に提出されて内容が確認されるとともに、そのうち1か月分は、区社協から市長に提出される実績報告書に添付され、その内容が推進員の主な業務に適合するか確認している旨説明する。

しかしながら、監査対象局においては、実績報告書に添付される活動日誌について、要綱に記載された推進員の業務に合致しているか否かを確認することが求められるところ、実績報告書に添付された平成21年9月の活動日誌には、例えば「ボランティア来館」とのみ記載され、その活動内容が記載されていないなど、推進員の活動内容が要綱に定める業務と合致しているか否かを判断できる程度に具体的なものとはいえない点が見受けられ、監査対象局における確認は、少なくとも適切性を欠くものであったと言わざるを得ない。

とはいえ、監査請求提出後の監査対象局による調査によれば、ボランティアや地域ネットワーク委員等の来館時の活動としては、ボランティア活動の相談、地域の高齢者の近況報告などの情報連携、当日又は翌日のふれあい喫茶・配食の準備等を行っていること、また、ふれあい喫茶・配食の準備及び実施においては、ボランティアと一緒に活動することにより、その活動状況の把握に努めていたことなどが確認されている。これについては、監査対象局の調査の状況などから、調査内容に疑問を持つまでには至らなかった。こうした業務は、援助を要する住民の生活状況等の情報整理、ボランティア活動の把握と組織化及びその他委員会活動の推進に関する業務といった要綱に規定された推進員業務の内容に照らし、補助対象に必ずしも合致していないものとまでは言えない。

イ 活動経費について

(ア) 会館使用料に係る領収書について

請求人は、会館使用料については、配食時の会館使用料であるが、配食の経費は地域ネットワーク委員会の運営費にはあたらず、金額も数字の帳尻あわせとしか考えられない旨主張する。

この点、監査対象局によると、当該補助金の精算にあたっては、監査対象局に提出された実績報告書等による履行確認のほか、区社協で保管されている領収書等の書類についても、5月に各区社協にて確認を行っており、その際、歳出明細書、領収書等において整合性がとれているか、金額に記載誤りがなかなどについて確認するとともに、領収書の記載内容が補助金の使途に合致しているかどうかについても個別に確認しているとのことである。

また、監査請求提出後の監査対象局による調査において、会館使用料については、領収書備考欄の「光熱費」「配食」は、それぞれ「使用料」「地域ネットワーク委員会議」の誤りであり、平成21年度に計14回開催された同会議のうち、13回は使用料3,000円の文化会館1階ホール、1回は使用料1,000円の東部社会福社会館での開催であった旨説明する。なお、使用料3,000円の文化会館1階ホールは配食には使用されていないことを確認しているとのことである。

しかしながら、会館使用料に係る領収書については、監査対象局の確認において金額や他の帳票との整合性のチェックが行われていることは認められるものの、使途目的については記載誤りが後日確認されるなど、本来行うべき補助対象であるか否かのチェックに不十分な点が認められ、監査対象局における確認は、少なくとも適切性を欠くものであったと言わざるを得ない。

とはいえ、監査請求提出後の監査対象局による調査によれば、会館使用料はそれぞれ規定に基づく使用料であって、実際の使用も確認されている。この

点、活動報告書に記載された地域ネットワーク委員会議の開催記録等により、会議の開催に疑義を差し挟む理由は見当たらず、使用料額の根拠も示されていることから、要綱に規定された補助対象経費に照らし、補助金の使途目的に合致していないものであったとは言えない。

(イ) 夜店まつり分担金に係る領収書について

請求人は、夜店まつり分担金は、内訳等詳細が不明であり、地域ネットワーク委員会への補助金交付目的に該当せず、また、夜店まつり実行委員会の存在も地元では知られておらず、分担金の額も帳尻合わせと思われ、発行者も領収書宛名も同一人物である旨主張する。

これに対して、監査対象局は、前記のとおり、領収書の記載内容についても個別に確認しているとのことであり、また、夜店まつりの活動は、地域の高齢者と子供がともに参加し、高齢者の孤立や閉じこもり予防のほか、世代間交流、地域の行事を通じて地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制の整備につながっていること等から、補助金の使途目的に合致していること、さらに、監査請求提出後の調査において、夜店まつり分担金に要した経費 51,542 円については、夜店まつりに要した経費のうちビンゴゲーム及びサービス券代の合計 118,084 円を共催する3者で分担したものであり、地域ネットワーク委員会とぷらっとほーむ住吉川がそれぞれ 51,542 円を、小学校はぐくみネットが 15,000 円を分担したことが確認できた旨説明する。

また、監査対象局によれば、夜店まつり実行委員会は 21 名で構成され、全員がぷらっとほーむ住吉川のボランティアであり、また、そのうちの 8 名が地域ネットワーク委員、1 名が小学校はぐくみネットのメンバーであり、地域ネットワーク委員会議などで夜店まつりの運営に関することについて協議を行っているとのことである。

しかしながら、夜店まつり分担金に係る領収書については、監査対象局の確認において他の帳票との整合性のチェックが行われていることは認められるものの、分担金額の根拠や領収書の発行者の状況が後日明らかになるなど、本来行うべき補助金額の確認等に不十分な点が認められ、監査対象局における確認は、少なくとも適切性を欠くものであったと言わざるを得ない。

とはいえ、夜店まつり分担金や夜店まつり実行委員会についての監査対象局の説明は、経費面ではビンゴゲームの景品として購入された物品が確認できるなど具体的な内容を伴うものであり、かつ夜店まつり実行委員会については人員構成が具体的に示されるなど、合理性を欠くものとは言えず、夜店まつり分担金は、要綱に照らし、補助金の使途目的に合致していないとまでは

言えないし、夜店まつり実行委員会も実質的に存在しなかったとまでは言えない。

また、夜店まつりにおいては、地域の高齢者と子供がともに参加することで世代間交流が図られ、高齢者に対しては地域ネットワーク委員が個別に声かけを行い、まつりへの参加を呼びかけ、孤立や閉じこもり予防を図っているなど、その活動が地域ネットワーク委員会に対する補助金の目的に合致しているとする監査対象局の説明は、要綱に記載された補助目的や補助対象事業に照らし、合理性を欠くものとまでは言えない。

以上のことからすると、請求人が主張するような市の損失・損害が発生しているとまでは言えない。

(2) ネットワーク推進員への委託料に対する市民税の課税について

請求人は、地域ネットワーク委員会が推進員に支払う委託料の実態は、給与所得であり、市の各職務担当者らは、これまで地域ネットワーク委員会に対し、税に関する注意や指示の周知徹底を怠ってきたとし、市（健康福祉局）は、地域ネットワーク委員会が推進員に支払う委託料は税法上の給与所得に該当するとしており、地域ネットワーク委員会は市に対して給与支払報告書の提出が義務付けられているにもかかわらず提出されていないことから、特別徴収義務者台帳が存在しない委員会がほとんどであり、市の関係部署職務権限者らの職務違反である旨主張するとともに、税の徴収に不公平を招いており、賦課徴収されるべき市民税が納税されず、結果として市に損害を生じさせている旨主張する。

ところで、請求人の主張によれば、請求の対象は、市民税の賦課徴収であると解され、その権限は監査対象局（財政局）に属するものである。一方、監査対象局（健康福祉局）による税に関する指導等については、補助金を支出した監査対象局（健康福祉局）が補助金の一部が給与所得として支払われることを知りつつ、地域ネットワーク委員会等に対して適切な指導等を行わなかったために、本来課税されるべき市民税が課税されない可能性を生じさせたものである。しかしながら、税に関する指導等そのものは財務会計上の行為とは異なるものであり、請求の対象とはなりえないものと解さざるを得ない。したがって、監査対象局（財政局）における市民税の賦課徴収について検討することとする。

監査対象局（財政局）は、請求人の主張に対して、給与支払者に給与支払報告書の提出義務や住民税の特別徴収義務があることは、ホームページ等による啓発や年末調整説明会で説明してきており、計画的に調査を行い、給与支払報告書の提出を促し、課税を行うなど適正・公平な課税に努めているが、今回の委託料は、市が給与として推進員に直接支出しているものではないため、地域ネットワーク委員会から市に給与支払報告書が提出されない限り、監査対象局（財政局）が給与支払を把

握することはできなかった旨説明する。

しかしながら、平成 22 年 11 月 24 日の情報公開請求を契機として、全地域ネットワーク委員会の過去 3 年分の給与支払報告書の提出状況について確認を行った旨説明し、また、平成 20 年度以降の推進員に対する課税状況等についての調査によれば、平成 22 年度においては、委託料が支払われた推進員 336 人中、210 人について課税状況が確認できたとしている。

さらに、今後、所得区分が確定し次第、健康福祉局を通じて地域ネットワーク委員会への指導等を行い、市民税等が課税されていない推進員には速やかに課税するとともに、本市の所属長及び大阪府に対し、補助金・委託料等から支払われる人件費の適正な税務手続を徹底していく旨説明する。

この点、監査対象局（財政局）の職員については、地域ネットワーク委員会からの給与支払報告書の提出がなされていない状況において、監査対象局（財政局）の職員が推進員に対する給与支払を知り得なかったことを覆すような事情も見当たらないのであるから、推進員の所得が把握できていなかったことについて、申告を基本とする税制度上やむを得ない面もあり、監査対象局（財政局）の職員に違法又は不当があったとまでは言えない。なお、推進員の所得に対する課税等に疑義が生じて以降、過去 3 年間の全地域ネットワーク委員会の給与支払報告書の提出状況や推進員の課税状況等についても調査を進めるなど、現段階で対応すべき措置を行っているとは認められるところである。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等に違法不当な公金の賦課徴収を怠る事実があるとまでは言えない。

4 結 論

以上の判断により、補助事業における履行確認の不備等により市に損失・損害が発生している、また、市民税の賦課徴収に怠る事実があるとしてなされた請求人の主張には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、本件補助金については、監査対象局（健康福祉局）において、実績報告書等により、補助対象にあたるか否かの確認を行うべきことは言うまでもない。

これまでの監査においても指摘してきたことであるが、今回の監査においても、監査対象局（健康福祉局）による補助対象等の確認に不適切な点が見受けられたことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

監査対象局（健康福祉局）においては、度重なる補助対象等の不適切な確認を指摘

されるに至ったことを猛省し、早急に推進員の補助対象業務を明確化し、その選任方法を透明化するとともに、補助事業の審査・チェック体制等を実効あるものとし、補助の相手方に対する指導を徹底すること等により、再度市民に疑念を持たれるようなことがあってはならないことを肝に銘じるべきである。

また、推進員への委託料に対する市民税については、本市全体としてみれば、市から支出された補助金の一部が給与所得に充当されているにもかかわらず、補助金を支出した局が相手方等に対して税に関する指導等を行わなかったために、適正な課税が行われない可能性を生じていることは、厳しい財政状況のもとで施策としても、また税の公平という面でも到底許されるものではない。地域ネットワーク委員会等に対する税に関する指導等が財務会計上の行為ではないと解さざるを得ないが、その指導等がここ数年ほとんどなされなかったことにより、税の公平性や推進員の活動に対する市民の信頼を損なう結果を招いたことは誠に遺憾と言わざるを得ず、監査対象局（健康福祉局）においては、税に関する指導等の徹底に一層努めるべきである。また、より効率的な行政を行うためには、いわゆる縦割りを廃し、関係所属が横断的に連携することが求められており、市民の目から見て各所属があたかも別の団体であるかの如き感を抱かせることがないよう、監査対象局（財政局）においても、推進員に対する課税を確実に行うことは当然のこととして、適正に市民税の賦課徴収がなされるよう、関係所属との適切な連携に努めるべきである。